

令和5年度地下水水質測定計画（案）の概要

1 測定地点

調査区分 測定機関	概況調査	汚染井戸周辺 地区調査	継続監視 調査	合 計
山形市	10 (10)	0 (0)	4 (4)	14 (14)
山形県	28 (28)	0 (0)	31 (36)	59 (64)
合 計	38 (38)	0 (0)	35 (40)	73 (78)

() 内は令和4年度計画の調査地点数

2 前年度からの変更点

(1) 概況調査に関すること

① 測定地点

山形市、村山地域及び置賜地域の計7市9町で実施する。

※ 令和4年度は山形市、最上地域及び庄内地域の計3市1町2村で実施。

② 測定項目

周辺の工場・事業場等の立地状況を踏まえ、汚染の可能性を考慮して選定する。

(2) 継続監視調査に関すること

自然由来の汚染で濃度変動が小さい砒素については、4年に1回の測定としており、令和5年度の測定地点は次のとおりとする。

測定地点 (R4 年度)	測定地点 (R5 年度)
米沢市成島町、米沢市小野川、 南陽市梨郷、南陽市露橋、 高島町竹森、 川西町東大塚2、川西町吉田、 鶴岡市宝田、鶴岡市渡前、 鶴岡市藤島、酒田市広栄町、 三川町横山	米沢市万世町、 南陽市三間通、 高島町福沢、高島町相森、 高島町深沼、 川西町上小松1、川西町堀金

令和3年度からの地下水概況調査の実施方針

地下水概況調査が県内全域を一巡したことから、令和3年度以降は次の方針で調査を実施する。

1 今後の調査の進め方

1年に28地点を調査することとし、約10年で全メッシュを終了する。
調査は1年に2管内ずつ（1年目は村山・置賜地区、翌年度は最上・庄内地区）を交互に行う。

2 調査地点の選定方法

- (1) 4km四方のメッシュ（従前の2kmメッシュの縦横2倍）を基本単位とし、その範囲（山形市を除く）から1地点を選定する。
- (2) 10年以上調査していないメッシュを優先する。
- (3) メッシュ内では、次の井戸を優先する。
 - ① 調査済み井戸と異なる水脈であって浅井戸であるもの
 - ② 汚染源となりうる施設（有害物質使用特定事業場、土壤汚染指定地域、畜舎、畑地密集地等）の下流
 - ③ 複数の井戸がある場合には、飲用井戸を優先
- (4) 調査項目は、健康項目は次のとおりとし、pHは全地点で測定する。
 - ① 半径1km以内に汚染源となりうる施設（有害物質使用特定事業場、土壤汚染指定地域、最終処分場）がある場合は、28項目（ただしアルキル水銀については総水銀が検出された場合のみ）を測定する。
 - ② ①以外の場合は、14項目*（鉛、六価クロム、砒素、ジクロロメタン、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素）を測定する。ただし、休廃止鉱山付近で調査する場合は、必要に応じてカドミウムを追加する。

※これまでの概況調査で複数回検出された項目、県内で地下水・土壤汚染が複数個所で判明した項目
- (5) 測定は年1回とし、原則として7～8月に調査する。
- (6) 調査井戸は、センター及び県庁水大気環境課と調整の上、総合支庁環境課が決定する。